

食安検発第 0516003号
平成 20 年 5 月 16 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第 28 条第 4 項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の
登録検査機関への委託の指示について (オーストラリア産大麦及びその加工品)

試験事務の登録検査機関への委託については、平成 16 年 12 月 2 日付け食安発第 1202003 号「食品衛生法第 28 条第 4 項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」(以下「部長通知」という。)により通知しているところです。

今般、平成 20 年 5 月 13 日付け輸入食品安全対策室事務連絡「モニタリング検査の強化について (オーストラリア産大麦及びその加工品)」により、オーストラリア産大麦及びその加工品について残留農薬 (アミトラズ) に係るモニタリング検査の頻度を 30% に引き上げて対応することとされましたが、当該残留農薬の検査については、その試験に関する事務の一部について、部長通知の別添の 1 の (2) に基づき、登録検査機関に委託することとしましたので、その実施に当たり、下記に留意されるようお願いいたします。

記

1. 登録検査機関に委託を行うための検査件数等については、当室より別途指示する
2. 上記 1. において検体数の割り振りがあった検疫所のうち、登録検査機関と委託契約を行う検疫所については、当室より別途指示する。
3. 部長通知の別添の 3 の (1) に関連し、地方厚生局における適合命令等の発出及びその改善確認の状況については、必要に応じ別途情報提供する。